

鐵道ニシテハ、二十一年四月一日ノ法律ニ依リ、
 各支線ヲ修繕スル事ハ、會社當局ニ由リ、
 現狀ニ依リ、必要ノ修繕ハ、
 △前掲ノ法律ニ依リ、
 修繕ニシテハ、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

嘆願書

- 一、八時間制實施ノ事
- 二、日給二割以上値上スル事
- 三、年二回定期昇給（最低日給五錢以上）スル事
- 四、退職金制定スル事
- 五、解雇手當ハ解職手當以外ニ一千圓以上支給スル事
- 六、減點制全廢スル事
- 七、祝祭日日給倍額ヲ支給スル事
- 八、隔日勤務相當者ハ一ヶ月ニ付三日間ノ公休ヲ支給スル事
- 九、轉教信號線路夫、驛夫ニ一週間ニツキ一日ノ公休ヲ支給スル事
- 一〇、各課ノ工手ニ制服制帽ヲ貸與スル事
- 一一、軌道線路従業員ニ職員乗車券ヲ下附スル事
- 一二、住宅補助料ハ一ヶ月ニツキ金拾圓支給スル事